

平成27年6月定例会議 参考資料

1. 議案第50号 小松島市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について 2
2. 議案第51号 預金保険法に定める保険事故が生じた際の公金預金保護に関する条例の一部を改正する条例について . . . 3
3. 議案第52号 小松島市国民健康保険条例の一部を改正する条例について 4
4. 議案第53号 小松島市介護保険条例の一部を改正する条例について 5
5. 議案第54号 小松島市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について 7
6. 議案第55号 小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例等の一部を改正する条例について 8
7. 議案第56号 徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合規約の変更について 10
8. 報告第7号 平成26年度小松島市一般会計繰越明許費の繰越報告について 11
9. 報告第8号 平成26年度小松島市公共下水道事業特別会計繰越明許費の繰越報告について 13
10. 報告第9号 平成26年度小松島市水道事業会計予算の繰越報告について 14
11. 報告第10号 平成27年度小松島市土地開発公社事業計画に関する報告について 15

議案第50号 小松島市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

平成27年4月1日付の組織改編に伴い、審議会の庶務担当課についての規定を改めるもの。

小松島市特別職報酬等審議会条例(昭和39年小松島市条例第29号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>秘書人事課</u> において処理する。	(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>人事担当課</u> において処理する。	改正

議案第51号 預金保険法に定める保険事故が生じた際の公金預金保護に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

小松島市地域の元気臨時交付金基金条例が平成27年3月31日をもって失効したため、関係する規定を削るもの。

預金保険法に定める保険事故が生じた際の公金預金保護に関する条例(平成14年小松島市条例第4号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(基金の処分の特則)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の各基金とは、次各号の条例に定められたものをいう。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 小松島市地域の元気臨時交付金基金条例(平成26年小松島市条例第7号)</u></p> <p><u>(9) 小松島市競輪施設整備等基金条例(平成26年小松島市条例第13号)</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>2 <u>第4条第2項第8号の規定は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。</u></p>	<p>(基金の処分の特則)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の各基金とは、次各号の条例に定められたものをいう。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 小松島市競輪施設整備等基金条例(平成26年小松島市条例第13号)</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>__この条例は、平成14年4月1日から施行する。</p>	<p></p> <p>削除</p> <p>改正</p> <p>削除</p> <p>削除</p>

議案第52号 小松島市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

国民健康保険法の一部改正により、条例において引用する規定の条番号が変更されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

小松島市国民健康保険条例(昭和35年小松島市条例第4号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>第7条 小松島市は、<u>法第72条の4</u>に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 健康教育</p> <p>(2) 健康相談</p> <p>(3) 健康診査</p> <p>(4) その他被保険者の健康の保持増進又は保険給付のために必要な事業</p>	<p>第7条 小松島市は、<u>法第72条の5</u>に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 健康教育</p> <p>(2) 健康相談</p> <p>(3) 健康診査</p> <p>(4) その他被保険者の健康の保持増進又は保険給付のために必要な事業</p>	<p>改正</p>

議案第53号 小松島市介護保険条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

介護保険法の改正により、公費を投入して低所得者の第1号被保険者の保険料軽減強化を行うこととされたことから、介護保険料の所得段階が第1段階に該当する者に対する平成27年度から平成29年度までの保険料について、基準額に乗じる割合を0.5から0.45に引き下げるもの。

今回改正による軽減前の保険料（年額） 31,680円 → 今回改正による軽減後の保険料（年額） 28,510円

小松島市介護保険条例(平成12年小松島市条例第12号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 略</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得, 喪失等があった場合)</p> <p>第6条 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。), ロ若しくはハ, 第2号ロ, 第3号ロ, 第4号ロ, 第5号ロ, 第6号ロ, 第7号ロ, 第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は, 当該該当するに至った日の属する月の</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料減額賦課に係る平成27年度から平成29年度各年度における保険料率は, 同号の規定にかかわらず, 28,510円とする。</u></p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得, 喪失等があった場合)</p> <p>第6条 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。), ロ若しくはハ, 第2号ロ, 第3号ロ, 第4号ロ, 第5号ロ, 第6号ロ, 第7号ロ, 第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は, 当該該当するに至った日の属する月の</p>	<p>追加</p>

前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで又は第4条第6号 から第10号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで又は第4条第1項第6号から第10号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

改正

議案第54号 小松島市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

平成27年4月1日付の組織改編に伴い、審議会の庶務担当課についての規定を改めるもの。

小松島市都市計画審議会条例(昭和44年小松島市条例第27号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>都市整備課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>都市計画担当課</u> において処理する。	改正

議案第55号 小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例等の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

第1条（小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正）

条例において引用する法人の名称が変更されたことにより改正するもの。

第2条（小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

徳島県からの権限委譲に対応するため平成26年12月に実施した条例の一部改正につき、権限委譲前に徳島県の条例によりなされた処分等の取扱いについて経過措置を定めるもの。

○第1条による改正

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成16年小松島市条例第17号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
第2条 略 3 略 (9) <u>独立行政法人</u> 森林総合研究所	第2条 略 3 略 (9) <u>国立研究開発法人</u> 森林総合研究所	改正

○第2条による改正

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（平成26年小松島市条例第43号）新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>附 則</p> <p>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 この条例の施行前に徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年徳島県条例第27号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例による改正後の小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。</p> <p>3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、従前の徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例の例による。</p>	<p>改正</p> <p>追加</p> <p>追加</p>

議案第 56 号 徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合同規約の変更について

《改正の趣旨》

平成 27 年 3 月 31 日をもって、板野郡西部学校給食組合が解散したため。

徳島県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約

徳島県市町村総合事務組合同規約（昭和 54 年徳島県指令地方第 5 号）の一部を次のように改める。

別表第 1 中「，板野郡西部学校給食組合」を削る。

別表第 2 第 3 条第 1 号に関する事務の項中「，板野郡西部学校給食組合」を削り，同表第 3 条第 1 1 号に関する事務の項中「，板野郡西部学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は，徳島県知事の許可のあった日から施行し，平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

報告第7号 平成26年度小松島市一般会計繰越明許費の繰越報告について

平成26年度小松島市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入特定財源				
						国県支出金	地方債	その他		
②	総務費	1 総務管理費	まち・ひと・しごと総合戦略策定事業	5,013	5,013		3,509			1,504
②	総務費	1 総務管理費	高齢者・子育て世帯生活支援事業	58,100	58,100		58,100			
②	総務費	1 総務管理費	本庁舎耐震化事業	164,249	164,249			164,200		49
③	民生費	1 社会福祉費	社会福祉憲章条例事業（民間移譲分）	3,513	3,513		2,023			1,490
③	民生費	1 社会福祉費	野外活動センター除却事業	15,357	15,357					15,357
③	民生費	2 老人福祉費	社会福祉憲章条例事業（民間移譲分）	18,247	18,247		10,506			7,741
③	民生費	3 児童福祉費	民間保育所支援事業	10,212	10,212		7,148			3,064
③	民生費	6 人権対策費	人権啓発事業	1,330	1,330					1,330
④	衛生費	1 保健衛生費	葬斎場建設事業	12,200	12,200					12,200
④	衛生費	2 清掃費	葬斎場周辺環境整備事業	3,100	3,100			2,300		800
⑥	農林水産費	1 農業費	6次産業化ネットワーク推進事業	3,000	3,000		2,100			900
⑥	農林水産費	1 農業費	就農者等移住支援事業	6,861	6,861		4,802			2,059
⑦	商工費	1 商工費	地域おこし協力隊事業	15,000	15,000		10,500			4,500
⑦	商工費	1 商工費	県連携プレミアム商品券発行事業	19,900	19,900		19,900			
⑦	商工費	1 商工費	中心市街地にぎわい創出事業	8,650	8,650		6,055			2,595
⑦	商工費	1 商工費	地域しごと支援事業	800	800		560			240
⑦	商工費	1 商工費	雇用創出事業	1,400	1,400		980			420

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
⑦商工費	1商工費	観光プロモーション事業	2,596	2,596		1,817			779
⑧土木費	3道路橋梁費	社会資本整備総合交付金事業 (防災・安全整備計画)	23,653	23,653		13,010	9,500		1,143
⑧土木費	3道路橋梁費	社会資本整備総合交付金事業 (総合整備計画)	17,550	17,550		9,653	7,000		897
⑧土木費	7都市計画費	県営事業負担金	833	833					833
⑧土木費	7都市計画費	こまつしままちづくり推進事業 (都市計画マスタープラン推進事業)	10,404	10,404					10,404
⑧土木費	7都市計画費	排水機場管理運営事業	16,007	16,007			10,500		5,507
⑧土木費	7都市計画費	金磯地区まちづくり事業	2,000	2,000					2,000
⑨消防費	1消防費	津波等災害に強い安全なまちづくり推進事業	78,000	78,000		36,100	32,400		9,500
⑨消防費	1消防費	市総合グラウンド防災公園整備事業	5,180	5,180					5,180
⑩教育費	1教育総務費	インターネット環境維持事業	22,500	22,500			18,300		4,200
⑩教育費	2小学校費	小学校施設修繕費	3,230	3,230					3,230
⑩教育費	3中学校費	中学校施設修繕費	2,457	2,457					2,457
⑩教育費	3中学校費	新中学校建設事業	473,800	473,800		162,507	311,200		93
⑩教育費	7保健体育費	市営プール管理費	4,500	4,500			3,300		1,200
合 計			1,009,642	1,009,642		349,270	558,700		101,672

平成27年5月29日調製

報告第8号 平成26年度小松島市公共下水道事業特別会計繰越明許費の繰越報告について

平成26年度小松島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
① 下水道費	1 建設費	公共下水道建設事業	26,360	26,360		8,180	17,100		1,080
合 計			26,360	26,360		8,180	17,100		1,080

平成27年5月29日調製

平成26年度小松島市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：千円)

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発 生 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額	説 明
						国庫 補助金	企業債	損益勘定 留保資金			
資本的支出	建設改良費	配水管更新事業	7,177	0	7,177	0	0	7,177	0	0	県工事工期延伸に伴い配水管布設工事に着手できないため
合 計			7,177	0	7,177	0	0	7,177	0	0	

平成27年度 事業計画

公有地の拡大の推進に関する法律の定めるところにより、平成27年度小松島市土地開発公社の事業計画を、次のとおり定める。

区 分	事 業 計 画 内 容	予 定 額 (千円)
1. 土地の取得		
	公共用地の取得については、小松島市と協議のうえ、適宜行う事が出来る。	80,000
	合 計	80,000

第1表

平成27年度 収入支出予算

収 入 (単位：千円)

款	項	予 定 額	備 考
1 事業収益		0	
	① 土地売却取入	0	
	② 事務費収入	0	
2 借入金		80,000	
	① 借入金	80,000	
3 繰越金		2,452	
	① 繰越金	2,452	
4 事業外収入		1	
	① 利息収入	1	
	② 雑収入	0	
5 流動負債		30,000	
	① 一時借入金	30,000	
合 計		112,453	

支 出 (単位：千円)

款	項	予 定 額	備 考
1 事業原価		80,000	
	① 先行取得用地費	80,000	
2 管理費		180	
	① 一般管理費	180	
3 借入金償還金		30,000	
	① 借入金償還金	30,000	
4 予備費		2,273	
	① 予備費	2,273	
合 計		112,453	